

■ 仲裁法施行状況に関する質問に対する回答結果（都道府県建設工事紛争審査会）

（単位：件）

	都道府県	仲裁申立て件数（問1-1）						消費者紛争件数（問2-1）																		仲裁合意解除件数（問3）		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	うち解決に 至った件数（問1-2）			平成23年度			平成24年度			平成25年度			うち解決に至った件数（問2-2）									平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
					平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度										平成23年度			平成24年度			平成25年度					
								うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事									
1	北海道	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	0	3	3	0	1	2	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	4	8	1	4	7	0	2	0	2	2	1	1	1	0	1	2	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1
14	神奈川県	2	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	長野県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	岐阜県	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
21	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	愛知県	2	4	0	2	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三重県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	都道府県	仲裁申立て件数（問1-1）						消費者紛争件数（問2-1）																		仲裁合意解除件数（問3）		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	うち解決に 至った件数（問1-2）			平成23年度			平成24年度			平成25年度			うち解決に至った件数（問2-2）									平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
					平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度										平成23年度			平成24年度			平成25年度					
								うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事									
24	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	2	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
32	島根県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	2	1	0	2	1	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
41	佐賀県	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

・「うち消」とは、回答件数のうち申立人が消費者である件数、「うち事」とは、回答件数のうち申立人が事業者である件数をいう。

■ 仲裁法施行状況に関する質問に対する回答結果

(単位：件)

	名称	仲裁申立て件数（問1-1）						消費者紛争件数（問2-1）																		仲裁合意解除件数（問3）		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	うち解決に 至った件数(問1-2)			平成23年度			平成24年度			平成25年度			うち解決に至った件数（問2-2）									平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
					平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度										平成23年度			平成24年度			平成25年度					
								うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事	うち消	うち事							
1	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	一般社団法人 日本商事仲裁協会	22	15	26	20	15	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	中央建設工事紛争審査会	5	7	6	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

・「うち消」とは、回答件数のうち申立人が消費者である件数、「うち事」とは、回答件数のうち申立人が事業者である件数をいう。

「問２－３ 消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争で解決に至った事案の概要」、「問４ 消費者が仲裁法の附則３条２項にいう消費者仲裁合意を解除した事案及び結果の概要」及び「問５ その他（特例についての意見や運用上の工夫等）」に関するコメント

■問２－３ 消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争で解決に至った事案の概要

- 自宅新築工事を依頼したところ、完成した建物に、基礎杭の支持力不足、基礎杭の貫入終了判定を怠ったこと、必要壁量の不足及び設計図書と実際の施工との不一致があることを理由に、請負代金相当額の支払いと謝罪を求めるとともに、ハウスメーカー作成の基本性能説明書の記載内容が事実と異なることを理由に慰謝料相当額と謝罪を求めた。慰謝料のみ支払う仲裁判断をした。
(仙台弁護士会住宅紛争審査会)

- [事案] 平成２３年５月に土地建物の売買契約を締結し、同年６月に引渡しを受けた申請人の自宅について、平成２５年１月上旬に至って、壁クロスにひび割れが見つかり、その他にも床の揺れや、幅木と床との間の隙間などが発生していた。申請人は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「すまいるダイヤル」に相談し、助言を受けて、売主である被申請人に修補を申し入れ、同年３月に本件建物の施工業者によって修補が行われた。しかし、申請人は、修補内容や修補後の仕上がり状況について不満を持ち、再修補等を要求したが、被申請人がそれ以上の対応を拒否したため、当事者間において仲裁合意書を取り交わし、申請人が瑕疵修補を求めて仲裁申立に至った事案。

[結果] 本件は仲裁申請であったが、申請書及び答弁書記載の瑕疵の内容、当事者双方ともに本人及び代表者本人による手続遂行であり、弁護士が代理人に就かなかったこと、当事者間の感情的な対立が強かったものの、話し合いによる解決が可能と考えられることなどを考慮して、当事者双方の承諾を得て、第１回期日より和解を試みた。

現地見分を含め、都合９回の期日を経て、当事者が和解に合意し、和解契約書を取り交わして手続を終了した。
(東京弁護士会住宅紛争審査会)

- 履行確保法第３３条第１項に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅の瑕疵等を巡る紛争。
(大分県弁護士会住宅紛争審査会)

- 申請人は、東日本大震災により自宅が崩壊したため、自宅を新築せざるを得ない事態となり、被申請人と請負契約したところ、一部の工事はしたものの、その他建築工事を全くしないなど、信頼を裏切られたことから、契約解除を通知した。本件は、契約解除と申請人が既に支払った金額の早急な返還を求める事件である。

結果として、被申請人は、申請人に対し、金額の一部を支払う和解的仲裁判断がなされた。
(宮城県建設工事紛争審査会)

- [事案]

- ・申請人の主張 申請人は、被申請人との間で、共同住宅改修工事にかかる工事請負契約を締結した。被申請人は、申請人が契約時に請負代金の一部を支払ったにもかかわらず、本件

工事を全く行わなかった。さらに、被申請人は申請人に対し、工事着工を口実に中間金を支払わせたが、その後もなんら工事をしようとしなかった。

そこで、申請人は、被申請人に対し、本件工事を着工するよう再三にわたり催促し、その後契約を解除する旨通知した。

よって、申請人は、被申請人に対し、既支払済額及びこれに対する年6分の割合による金員の支払いを求める。

・被申請人の主張

本件工事については図面作成及び打合せなどで申請人の要求を受け入れながらの再三の変更などで工事進行が遅れながらも、内部解体及び耐震補強などに従事していたもので、全く工事を行わないとする主張を受け入れる理由はない。

本件工事については着工しており、工事途中において大工業者との秘密裡に談合し、多大な被害をかけた。被申請人においては、申請人の行動及び言動に関しての被害を申請人に請求するものとする。

[結果] 被申請人は、申請人に対し、双方で合意した額を支払うことで和解した。

(東京都建設工事紛争審査会)

- 申請人（消費者）発注の新築戸建工事における契約解除及び契約時の入金金の返還について、約300日の審議を経て和解（被申請人が契約解除及び返金に応じた）。

(岐阜県建設工事紛争審査会)

- 建設会社が個人の住宅の建設工事を請け負い工事を完成させたが、代金の一部の支払いがなされないため、代金支払いを目的とする仲裁申請が行われた。施主側の個人は、補修を要する箇所が多いので、支払いを行っていない。

(三重県建設工事紛争審査会)

- 申請人（消費者）は、所有する居宅のクロス・コルクフローリング工事を計10工事締結した。被申請人は、上記工事を完成し、申請人に引き渡し、申請人は同日までに上記工事代金を支払った。

申請人は、単なるリフォーム・修繕・メンテナンス工事を求めたのではなく、より快適な空間へグレードアップさせる施工を求めた。

しかしながら、本件工事は、コルクフローリングがへこみ、ピクチャーライトなどの設備が適切に配置されないなどのため、両当事者において、手直し工事の有無等について協議を重ねたが合意に達しないため、申請人が本件補修工事の実施を求めて申請した。

(兵庫県建設工事紛争審査会)

- ・平成23年申立て事案（平成27年3月仲裁判断）

申請人（施主）・被申請人（建設業者） 新築住宅における瑕疵修補請求権

- ・平成24年申立て事案（平成27年3月和解）

申請人（建設業者）・被申請人（施主（法人）） 新築店舗における未払請負代金請求
(和歌山県建設工事紛争審査会)

- 申請人（施主）が被申請人（建設業者）に対して、工期遅延に係る遅延利息及び建築物の気密性不足に伴う損失金及び工事瑕疵による火災発生による損出金その他慰謝料を求めた。また、被申請人は、申請人に対して工事未払金を支払えと反対請求があった。

これらの申請に対して、気密性不足に伴う損失金の一部と、工事瑕疵に係る損害賠償金の一部を認め、被申請人が請求する工事未払金と相殺する仲裁判断を行った。

（鳥取県建設工事紛争審査会）

- 住宅の新築工事の受注者である建設業者（申請人）から発注者である消費者（被申請人）を相手方として平成23年11月に申請のあった仲裁事件。

申請人は、工事は問題なく完成しているにもかかわらず、被申請人がこれを認めず引渡しを受けないとして、未払工事代金及び追加工事代金の支払を求めた。

一方、被申請人は、工事内容が契約と異なり、施工もずさんであるとして、補修工事が終了するまで引渡しを受けないと主張した。

審理及び現地調査を行った結果、被申請人が主張する申請人の契約違反及び申請人の施工した工事の瑕疵は認められなかった。

ただし、現地調査の際に被申請人が新たに主張したクロスの不具合については工事の瑕疵によるものか経年劣化によるものか判断ができなかったため、これに係る補修費用は当時建物を管理していた申請人に負担させることとした。

当審査会から両当事者に対し、被申請人が未払工事代金及び追加工事代金からクロスの補修費用を控除した金額を申請人に支払うという和解案を提示したところ、両当事者が受け入れたため、この内容で平成25年2月に和解的仲裁判断を行った。

（広島県建設工事紛争審査会）

■問4 消費者が仲裁法の附則3条2項にいう消費者仲裁合意を解除した事案及び結果の概要

○ [事案]

- ・申請人の主張 申請人は、被申請人との間で集合住宅新築工事に係る工事請負契約を締結した。申請人が当初提示していた見積額に対して、被申請人から強い減額要求があったため、可能な範囲で工事内容を質素化・減額化し、最終的に提示した額で成約した。

また、本件工事の途中、被申請人の指示により契約時の見積内容とは異なる仕様に変更したため、追加工事費用が生じた。

しかし、被申請人は、工事請負代金のうち大部分は支払ったものの、残代金及び追加工事代金の支払いを拒絶している。

また、被申請人から請け負ったエアコン設置工事代金についても、支払いがなされていない。

よって、申請人は被申請人に対し、追加工事を含む工事残代金及びエアコン取付工事に係る工事代金の支払いを求める。

[結果] 被申請人より仲裁合意の解除の申し出があり、申請取下げとなった。

（東京都建設工事紛争審査会）

■問5 その他（特例についての意見や運用上の工夫等）

- 消費者仲裁合意が解除された後、当事者に和解あつせんの希望があれば、和解あつせん事件として手続を行うことが考えられる。
(第二東京弁護士会仲裁センター)
- 仲裁合意は、仲裁法13条により、約款等に記載があるだけで容易に成立しうるため、このこととのバランスを考えると、消費者に仲裁合意の解除を認める附則3条2項の規定は、消費者保護の観点からは必要な規定と考えられる。したがって、附則3条2項も将来的には仲裁法の正規の条文とされるべきである。
(仙台弁護士会住宅紛争審査会)
- 当事者である消費者が被申請人になった場合、仲裁申請受理の通知時、第一回審理開催通知時、第1回口頭審理開催時と、仲裁合意の解除権があることを、複数回にわたり丁寧に説明をしている。
(栃木県建設工事紛争審査会)

参考条文

○ 仲裁法（平成15年8月1日法律第138号）

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

（審理の方法）

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第三十四条

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

附則

（消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例）

第三条 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意（次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。）であって、この法律の施行後に締結されたものに関しては、当分の間、次項から第七項までに定めるところによる。

2 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。ただし、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となった場合は、この限りでない。

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十二条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならない。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4 仲裁廷は、当該仲裁手続における他のすべての審理に先立って、前項の口頭審理を実施しなければならない。

- 5 消費者である当事者に対する第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によってしなければならない。この場合において、仲裁廷は、第二号から第五号までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければならない。
- 一 口頭審理の日時及び場所
 - 二 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであること。
 - 三 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問わず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは、却下されるものであること。
 - 四 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができること。
 - 五 消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること。
- 6 第三項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第二号から第四号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第二項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。
- 7 消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

○ 消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。